

## 5. 緑地の保全および緑化の推進のための施策

前述の方針を受けて、緑地を担保するため都市公園等の配置や風致地区、特別緑地保全地区の指定等について検討します。また、都市緑化の考え方や具体的施策、展開方策等について定めます。

### (1) 公園等の配置方針および配置計画

#### 配置方針

- ・ 市のシンボル緑地として、中核的なスポーツ・レクリエーション機能を備えた都市公園を配置します。
- ・ 現在の住宅の密集度および緑地の現状を勘案し、都市公園等の配置については、身近な公園の誘致圏の充足を目指した公園配置とします。
- ・ 個々の身近な公園については、周辺住民の創意工夫による個性的な公園づくりを目指します。

#### 配置計画

- ・ 市民体育館および周辺の公園や農地等を活用し、市民の身近な行楽あるいはスポーツ・レクリエーション拠点となる都市公園（近隣公園）を配置します。
- ・ 北部の新市街地においては、土地区画整理事業と連動して新たに街区公園を配置します。
- ・ 長岡京跡の史跡地等における公園機能の拡充を図ります。
- ・ また、既成市街地においては、今後の少子高齢化の動きに対応し、身近に利用できる都市公園の不足地域を対象に、生産緑地等を活かした街区公園等の拡充や長岡京跡の史跡地等における公園機能の充実を図ります。
- ・ さらに、本市の数少ない水辺環境を活かし、市民の自然とのふれあいの場となるレクリエーション拠点を都市緑地として確保します。

表 13 公園等の配置計画

公園・緑地の種別		現況（H17年）		目標年次（H39年）	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	街区公園	28	4.09	39	5.51
	近隣公園	0	0	1	1.98
	都市緑地	3	0.62	6	17.02
その他	児童公園	67	1.22	67	1.22
	その他緑地	1	0.13	2	0.62
合計		99	6.06	115	26.35

(2)風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区の指定方針および計画

風致地区

【指定方針】

- ・ 西ノ岡丘陵一帯の緑地については、今後とも本市の都市環境形成の核となる重要な緑地として、風致地区の指定を継続するほか、一部の指定拡大を検討します。

【指定計画】

- ・ 西国風致地区の西ノ丘地区については、東側からの良好な景観を維持するため、風致地区区域の拡大の検討を行います。
- ・ はり湖池周辺については、本市を代表する優れた水辺景観エリアであることから、都市計画の見直しを踏まえ、池を含む水辺や周辺山林が一体となった良好な自然環境一帯の風致地区指定を継続します。

表 14 風致地区指定計画

名称		指定年月日	現況面積	計画面積	備考
西 国 風 致 地 区	向神社 地区	S.42.4.15	7.0ha	7.0ha	
	はり湖地区	S.52.4.1	5.5ha	5.5ha	線引き見直しと連動
	西ノ丘地区	S.42.4.15	67.0ha	92.4ha	市街地側へ指定拡大

向神社（向日神社）

\* 風致地区は、都市における風致を維持するために定められる制度で、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な区域について指定されます。

\* 地区内では、以下の行為について許可が必要となります。

建築物等の新改築、建築物等の色彩の変更、土地の形質の変更、水面の埋立又は干拓、木竹の伐採、土石類の採取、土石、廃棄物等の堆積

\* 「京都府風致地区条例」では、さらに の場合において、緑地率50%（建ぺい率は40%）を許可の基準としています（普通風致地区に準用）。



西国風致地区（西ノ丘地区）



西国風致地区（向神社 地区）

向神社（向日神社）

### 特別緑地保全地区

- ・ 西ノ岡丘陵の緑の保全の核として、また市民の自然ふれあいの拠点として、はり湖池周辺の良好な水辺環境を特別緑地保全地区として指定を検討します。
- ・ なお指定区域については、緑地の適正な保全と利用を図るため必要となる施設の整備を行うほか、自然豊かな植生の適切な管理を行うこととします。



- \* 特別緑地保全地区は、良好な自然的環境を形成している土地に指定され、現状維持的な規制が行われます。
- \* 土地所有者からの請求によって土地を買い取る場合も生じます。
- \* 地方公共団体または緑地保全機構は、土地所有者等全員と管理協定を結び、緑地の管理を行うことができます。

はり湖池特別緑地保全地区



特別緑地保全地区指定予定地（はり湖池周辺）



### 生産緑地

- ・ 引き続き、生産緑地の保全と活用を図ります。

### (3) 公共公益施設、民有地の緑化の考え方および目標

#### 公共公益施設

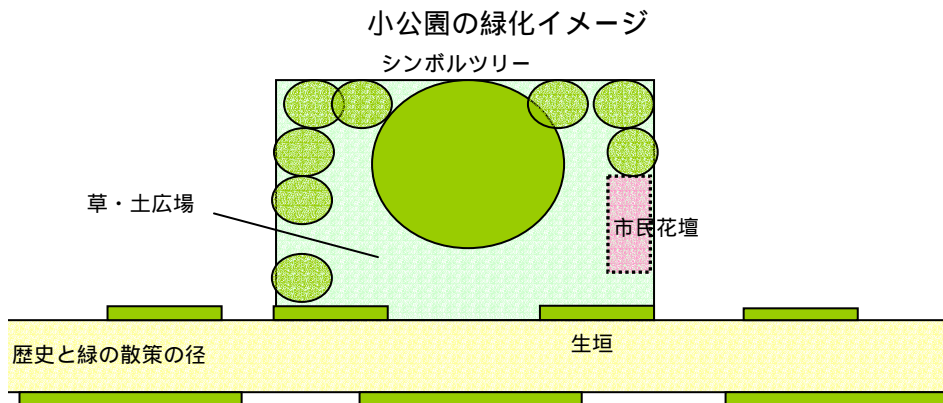
公共公益施設は、都市緑化の要となる施設であるとともに、都市緑化の先導的役割を担うべき施設である。とくに本市では、公園等のオープンスペースが少ないことから、こうした公園以外の公共公益施設での緑化施策を強化するとともに、道路を軸とした緑のネットワーク形成を推進するなど、緑豊かなまちづくりの骨格づくりを進める必要があります。ここでは、緑化の効果が期待される都市公園、教育施設、道路、浄水場、その他公共公益施設をとりあげ、緑化の考え方および目標を定めます。

#### ア．都市公園の緑化

- ・ 本市の都市公園は小規模ではあるが、緑の少ない市街地においては貴重な緑のオアシスになるほか、景観面では数少ない緑のシンボルとなっているため、地区住民に愛される公園にふさわしい緑化の取り組みをそれぞれの工夫のもとに展開します。
- ・ また、緑のネットワークの小拠点(サテライト)にふさわしい公園として、木陰の確保に配慮した緑化を進めるほか、良好な沿道景観の形成に資する緑化を推進します。
- ・ これらの緑化施策の推進により、公園敷地の約50%の緑化を目指します(下図参照)。

#### 主な取り組み例

- 市民の創意工夫による花木づくり
- 緑豊かな道空間形成のための生垣の整備



深田川橋公園（市民による花壇づくり）



笹屋児童公園（桜がシンボル）

## イ．教育施設の緑化

- ・ 小中学校は、校区を単位としてほぼ均等に配置され、最も地域に密着した教育施設であり、緑化推進の拠点として位置付けられます。
- ・ とくに、緑の少ない本市の市街地にあっては、まとまった規模のオープンスペースがあり、環境学習の場の確保、ヒートアイランド対策への寄与や周辺市街地の環境改善など、多くの緑化効果が期待されます。
- ・ このため小中学校を核として、幼稚園や高等学校などそれぞれの緑化の可能性について検討します。また、緑の量および質の向上に資する緑化手法を検討し、敷地周辺での植栽やビオトープ園地の創出などを推進します。

### 主な取り組み例

- シンボルツリーの指定（保全）および植栽
- 学校ビオトープ園地の整備
- 緑豊かな道空間形成のための接道部緑化の推進（高木、中木、低木、地被類等の適正配置）



第2 向陽小学校の周辺緑化（秋と春）

## ウ．道路の緑化

- ・ 道路は、公園等の緑の拠点や街路樹等の形成により緑の帯としてネットワークし、市街地の環境改善に資する施設として重要な役割を担っています。しかし、本市の道路は、総じて幅員が狭く緑化可能なスペースを有する道路は限られています。
- ・ このため、本市のシンボルとなる道路においては、一定の植樹帯を設け道路緑化を推進するほか、ポケットパークなど道路敷地での緑化可能スペースの確保につとめます。

### 主な取組み例

- 本市のシンボルとなる道路における植樹帯の確保と緑化の推進
- 沿道におけるポケットパークの整備推進



市道森本・上植野幹線の道路緑化



花壇と丸イス設置による憩いの広場  
(森本ポケットパーク)



まちのシンボル・竹の径



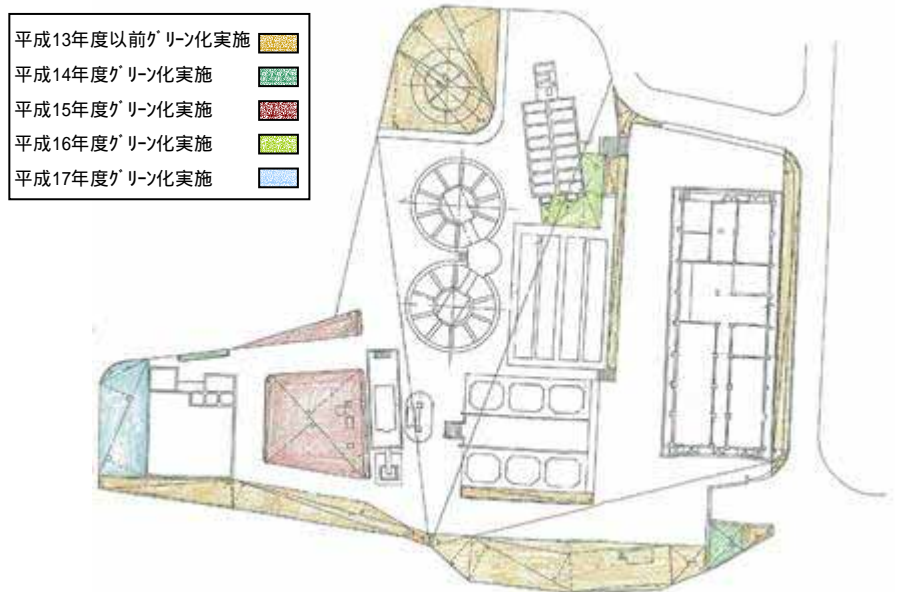
国道171号沿線の街路景観

## エ．浄水場の緑化

- ・ 浄水場は、市内で2箇所配置されているが、比較的オープンスペース率が高く、緑化余地の大きな施設であるとともに、山麓などの自然に恵まれた立地条件にあることから、周辺の自然環境に調和した緑化を推進します。
- ・ 現在進めている緑化活動を継続・拡充するとともに、今後は、緑の質の向上を目指した緑化を推進します。

### 主な取組み例

○浄水場2箇所におけるより質の高い緑化推進



物集女西浄水場の緑化状況

## オ. その他公共公益施設の緑化

- ・ 市役所や市民会館、資料館、体育館、公民館、コミュニティセンターなどの公共公益施設は、日常的に市民が利用する施設であることから、緑豊かななかまちづくりを進める上で緑化モデルとなるとともに、市民への緑化啓発の拠点としても重要です。また、ヒートアイランド等への対策として緑化が期待されるほか、竹のまちとしてのイメージづくりに配慮する必要があります。
- ・ このため、それぞれの施設の敷地特性や用途に配慮しながら、接道部分など緑化効果の高い場所を中心に生垣や高木植栽等による重点的な緑化を推進します。この際、本市の特性にふさわしい樹種の選定、多様な緑化手法の導入など、他の緑化モデルとなる取り組みとして試行していきます。
- ・ また、市街地内に緑が少ないことから、施設敷地の一角における小広場の配置、小規模な公的空間での緑化スポットとしての活用など、市民の憩いの場の確保にも配慮します。
- ・ 周辺や駐車場緑化の推進など、現状の敷地条件等をもとに個々の目標を決定しますが、目安としては敷地の15%程度を目標とします。

### 主な取組み例

- 駐車場緑化の推進
- 緑の憩い場の併設促進
- 建物緑化の推進（壁面、屋上等）
- 緑豊かな道空間形成のための生垣および高木植栽の導入
- 市民への緑化情報の提供
- 花と緑の駅前緑化の推進



コンテナ花壇による駅前緑化  
( 阪急西向日駅前 )



向日市のシンボルである竹を利用した  
花壇と竹垣 ( JR向日町駅前 )



## 民有地

本市の多くは、住宅市街地で占められ、戸建住宅も多いことから、個々の民有宅地を中心とした緑化により、市街地全体の緑の量が底上げされることが期待されます。

本市の土地利用が、中心市街地を中心に面的にひろがる住宅市街地と東部の工業地域、幹線道路沿いに帯状に連なる商業・業務地に分かれることから、それぞれにおける民有地緑化の方針や目標について以下のように定めます。

### ア．住宅地の緑化

- ・ 住宅市街地は、敷地が比較的広く高木等を有するところも多く、周辺に対して良好な緑の景観を提供しています。このため、こうした景観上重要な緑の保全や生垣などの設置等により、落ち着いた集落環境の促進に努めます。
- ・ 民間開発においては敷地10%の緑化の義務づけを図るほか、緑豊かな沿道景観の形成に資するよう、できるかぎり生垣緑化や宅地内樹木の保全を奨励するなど、住民との協働による緑化推進をはばひろく展開します。また、マンション等の大規模集合住宅等においては、京都府地球温暖化対策条例等に基づき、計画的な緑化を推進します。
- ・ また、生活道路等においては、花壇やプランターなどの方法による緑化等による緑豊かな道空間の形成など、市民協働を基調とした取組みを展開します。



落ち着いた集落環境を特徴づける緑



新興住宅地の駐車場緑化

#### 主な取組み例（旧集落地区）

- 宅地内景観木の保全
- 生垣の設置奨励
- 緑地協定や地区計画の導入の検討

#### 主な取組み例（新規住宅地区）

- 敷地の10%緑化の義務付け
- 大規模集合住宅における緑化の推進

#### 主な取組み例（沿道宅地）

- 生活道路における花壇やプランターの設置推進
- 緑豊かな道空間形成のための生垣化の促進整備奨励

## イ. 商業・業務地の緑化

- ・ 本市の商業・業務地は、主要鉄道駅周辺およびそれを結ぶ都市軸として、総合計画や都市計画マスタープランに位置付けられています。
- ・ しかし、商業・業務地は高度利用となるため、基本的には緑が少ないのが現状であることから、施設の新設や建て替え時でのセットバック等により、できる限り接道部での緑化空間の確保を図ります。また、快適で潤いのある都市軸形成を目指し、買い物休憩スポットや木陰ベンチの確保など、高齢社会に求められるきめ細かな緑化対策を実施します。
- ・ また、駅前の商業・業務地等においては、関係者等との協働による緑化の推進やプランター、フラワーポット等による花と緑の演出により、華やかな賑わい拠点を形成します。
- ・ 北部新市街地においては、美しい景観形成を図るべく、花や緑による区域全体の緑化計画の立案を行うほか、大規模商業施設等においては、屋上緑化などを促進します。
- ・ さらに、西国街道等の歴史街道にはポケットパークの確保とその緑化を推進します。

### 主な取り組み例

- 休憩スポットや木陰ベンチスペースの確保
- プランター、フラワーポットの設置
- 大規模商業施設における緑化の推進
- ポケットパークの設置と緑化の推進



駅前業務施設の接道緑化の状況



ポケットパークの候補地（左側が西国街道）